

# 特定非営利活動法人 M-STEP 会員規約

## 【名称及び所在】

### 第1条

本会の名称・所在地は、特定非営利活動法人 M-STEP、千葉県柏市小青田2-2-6とする

## 【運営・事務局】

### 第2条

NPO法人 M-STEP の運営、管理、企画、広報、庶務全般を総括するため、事務局を設置する。代表責任者は、新川てるえ。事務局は、事務局員1名以上、監事1名を設置する

## 【総会・定例会】

### 第3条

- (1) M-STEP は次の組織により構成される。
- (2) 総会 事務局は、年に1回定期的に総会を開催し、M-STEP の活動現況、活動実績、会計報告等を所定の会員（運営会員）に実施しなければならない。
- (3) 各会の構成、招集、開催、議決方法、機能については、事務局が別途定める。

## 【目的】

### 第4条

M-STEP は、会員との積極的かつ信頼関係のある交流を通じ、会員に必要な情報の提供に努める。

## 【入会資格】

### 第5条

M-STEP に入会できるのは、M-STEP の活動趣旨に賛同する個人・法人・団体（自治体、NPO・NGO等を含む）、が対象となる。国籍は問わない。

## 【入会の種類】

### 第6条

M-STEP の会員種類は、次の通りである。  
正会員（一般・運営会員）、サポート正会員、企業（団体）正会員、賛助会員

## 【入会手続き】

### 第7条

M-STEP に入会を希望する者は、所定の入会手続きを行い、事務局の承諾を得た上、定める入会諸経費を支払わなければならない。

## 【入会金】

### 第8条

企業会員は、M-STEP の定める入会金を所定の方法で事務局に支払わなければならない。

なお、入会金の有効期間は、退会時までとし、一旦納入された入会金は、理由の如何を問わず返還しない。

#### 【除名】

#### 第9条

事務局は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名することができる。

- (1) M-STEP の定める諸費用につき、諸手続に伴う納入がないとき。
- (2) 本規約、その他 M-STEP が定める規則に違反したとき。
- (3) M-STEP の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- (4) その他の会員の名誉、信用を毀損し、また、品位を損なうと認められる行為があったとき。

#### 【会員資格の喪失】

#### 第10条

会員は、退会、除名、死亡などのとき、その資格を失う。

#### 【会員資格の譲渡宣言】

#### 第11条

会員は、その会員資格をほかに譲渡することはできない。

#### 【会費等の支払】

#### 第12条

会員は、M-STEP の定める会費などを所定の方法で支払わなければならない。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は、事務局が定めるものとする。但し、一旦納入された会費等は理由の如何を問わず返還しない。また、期間中に退会届が出された場合も再開時に残りの期間をもちこさない。

#### 【プログラム・イベント参加料ほか】

#### 第13条

会員は、M-STEP の提供するプログラム・イベント、研修会、交流会、PR広告等を優待利用することができる。ただし、その場合、別途事務局が定める、参加料等として定められた利用料等を支払わなければならない。

#### 【休会】

#### 第14条

会員は、M-STEP が定める手続きにより休会をすることができるが、その期間は1年とする。

#### 【会員種類の変更】

#### 第15条

会員は、種類変更を M-STEP の定める手続きにより、変更することができる。

#### 【退会】

## 第 16 条

会員は、M-STEP に所定の退会届を提出し、事務局が受理した日を退会日とする。

### 【ゲストの利用】

## 第 17 条

M-STEP は、会員の紹介により会員以外の方（以下「ゲスト」）に、M-STEP の提供する各種サービス等を利用させることができる。但し、事務局は必要に応じて会員を優先することができる。なお、ゲストの料金、待遇条件等、その他に関する規則は別途事務局が定める。

### 【休業】

## 第 18 条

事務局は、原則として、M-STEP が定める休業日を休業日とすることができる。なお、本件を含む M-STEP の活動については、事務局はあらかじめ指定するインターネットホームページにて掲示しなくてはならない。

### 【変更事項】

## 第 19 条

会員は、住所又は連絡先等の現在の登録内容に変更のあった場合は、事務局に対し速やかに届けるものとする

### 【諸費用の改定】

## 第 20 条

事務局は、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢の変動に応じて改定することができる。

### 【細則】

## 第 21 条

本規約に定めのない事項及び事務遂行上必要な細則が生じた場合は、事務局が責任をもって定めるものとする。

### 【改定】

## 第 22 条

本規約の改定及び変更は、原則、事務局の定めるところによるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。なお、本規約の改定及び変更は、事務局があらかじめ指定するインターネットホームページ上で公表しなければならない。

### 【附則】

## 第 23 条

本規約は、2014 年 5 月 1 日より施行する。